

議第70号

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例

京都市市営墓地条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1,900円」を「1,990円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「950円」を「995円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第14条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「埋蔵した」を「埋蔵しようとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成31年度分の管理料から適用する。ただし、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る同年度分の管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、管理料の適正化を図る等の必要があるので提案する。